

各種計算表

ア 給与所得金額計算表

給与等の収入金額	給与所得金額
～ 550,999円	0円
551,000円 ～ 1,618,999円	収入金額 - 550,000円
1,619,000円 ～ 1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円 ～ 1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円 ～ 1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円 ～ 1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円 ～ 1,799,999円※	収入金額 × 60% + 100,000円
1,800,000円 ～ 3,599,999円※	収入金額 × 70% - 80,000円
3,600,000円 ～ 6,599,999円※	収入金額 × 80% - 440,000円
6,600,000円 ～ 8,499,999円	収入金額 × 90% - 1,100,000円(☆)
8,500,000円 ～	収入金額 - 1,950,000円

※収入金額を4,000で除した数字の小数点以下を切捨て、端数処理を行った数字に4,000を乗じた数字を収入金額とします。(☆)小数点以下は切捨て。

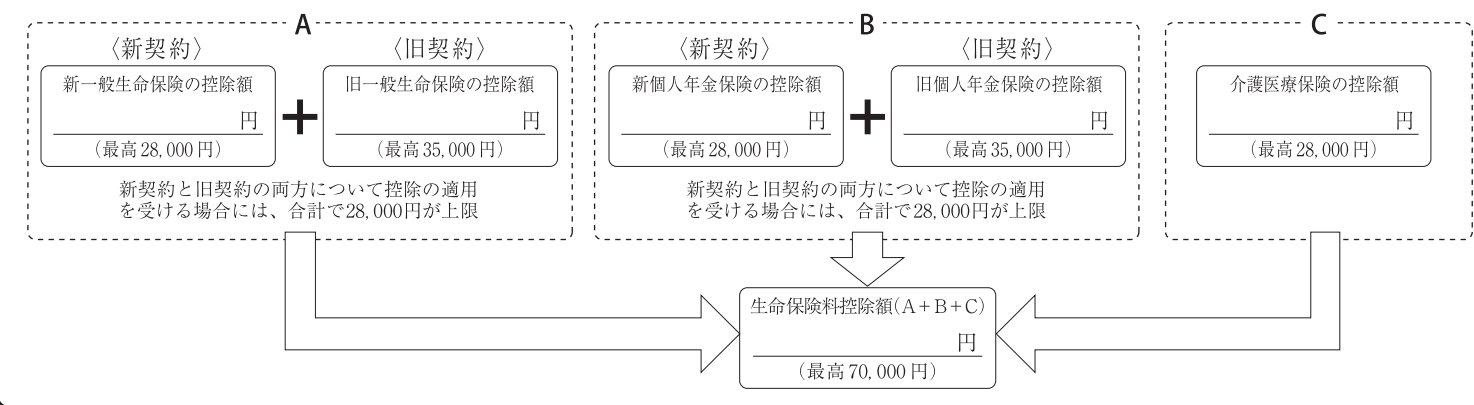
イ 公的年金等所得金額計算表

年齢	公的年金等の総収入金額	公的年金等の所得金額		
		公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超、2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上 (昭和34年1月1日以前生まれ)	～3,299,999円	収入金額-1,100,000円	収入金額-1,000,000円	収入金額-900,000円
	3,300,000円～4,099,999円	収入金額×0.75- 275,000円	収入金額×0.75- 175,000円	収入金額×0.75- 75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	収入金額×0.85- 685,000円	収入金額×0.85- 585,000円	収入金額×0.85- 485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	収入金額×0.95-1,455,000円	収入金額×0.95-1,355,000円	収入金額×0.95-1,255,000円
	10,000,000円～	収入金額-1,955,000円	収入金額-1,855,000円	収入金額-1,755,000円
65歳未満 (昭和34年1月2日以降生まれ)	～1,299,999円	収入金額-600,000円	収入金額-500,000円	収入金額-400,000円
	1,300,000円～4,099,999円	収入金額×0.75- 275,000円	収入金額×0.75- 175,000円	収入金額×0.75- 75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	収入金額×0.85- 685,000円	収入金額×0.85- 585,000円	収入金額×0.85- 485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	収入金額×0.95-1,455,000円	収入金額×0.95-1,355,000円	収入金額×0.95-1,255,000円
	10,000,000円～	収入金額-1,955,000円	収入金額-1,855,000円	収入金額-1,755,000円

ウ 生命保険料控除額算出式

支払保険料の区分	支払保険料の金額	生命保険料控除額		
I. 新契約の場合 (平成24年1月1日以後に締結した保険契約等をいいます。)	① 一般生命保険、介護医療保険、個人年金保険いずれか1種類支払った場合	～12,000円 12,001円～32,000円 32,001円～56,000円 56,001円～	支払保険料の金額 支払保険料×1/2+ 6,000円 支払保険料×1/4+ 14,000円 28,000円	
	② 一般生命保険、介護医療保険、個人年金保険のうち、2種類以上支払った場合	一般生命保険、介護医療保険、個人年金保険それぞれについて、①の計算方法により求めた金額の合計額(限度額 70,000円)		
	II. 旧契約の場合 (平成23年12月31日以前に締結した保険契約等をいいます。)	③ 一般生命保険又は個人年金保険の一方の場合	～15,000円 15,001円～40,000円 40,001円～70,000円 70,001円～	支払保険料の金額 支払保険料×1/2+ 7,500円 支払保険料×1/4+ 17,500円 35,000円
		④ 一般生命保険及び個人年金保険の両方がある場合	一般生命保険及び個人年金保険それぞれについて、③の計算方法により求めた金額の合計額(限度額 70,000円)	

III. 新契約及び旧契約の両方がある場合の計算欄



エ 地震・旧長期損害保険料控除額算出式

支払保険料の区分	支払保険料の金額	地震保険料控除額
①地震保険契約	～ 50,000円	支払保険料×1/2
	50,001円～	25,000円
②旧長期損害保険契約	～ 5,000円	支払保険料の金額
	5,001円～ 15,000円	支払保険料×1/2+2,500円
	15,001円～	10,000円
③地震保険契約と旧長期損害保険契約の両方ある場合	①と②より求めた金額の合計額(限度額 25,000円)	

※旧長期損害保険契約とは、平成18年末までに締結した長期損害保険契約で、満期返戻金があり保険期間又は共済期間が10年以上の保険契約をいいます。

オ 配偶者控除・配偶者特別控除早見表

配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
0円～ 480,000円	330,000円	220,000円	110,000円	0円
老人控除対象配偶者	380,000円	260,000円	130,000円	
480,001円～1,000,000円	330,000円	220,000円	110,000円	
1,000,001円～1,050,000円	310,000円	210,000円	110,000円	
1,050,001円～1,100,000円	260,000円	180,000円	90,000円	
1,100,001円～1,150,000円	210,000円	140,000円	70,000円	
1,150,001円～1,200,000円	160,000円	110,000円	60,000円	
1,200,001円～1,250,000円	110,000円	80,000円	40,000円	
1,250,001円～1,300,000円	60,000円	40,000円	20,000円	
1,300,001円～1,330,000円	30,000円	20,000円	10,000円	
1,330,001円～	0円			

カ 寄附金税額控除

○基本控除額	
対象となる寄附金	(1) 地方公共団体に対する寄附金(ふるさと納税制度) (2) 神奈川県共同募金会に対する寄附金 (3) 日本赤十字社神奈川県支部に対する寄附金 (4) 市税条例若しくは県税条例で定めた団体又は法人への寄附金
控除対象となる額	2,000円を超える寄附金
控除対象上限額	総所得金額等の30%
控除計算方式	「控除対象寄附金 - 2,000円」×10%を所得割から税額控除(市民税6%、県民税4%)

ふるさと納税制度とは  
地方公共団体に対する寄附金については、上表の「控除計算方式」で求めた基本控除額のほかに、特例控除額を加算した額が税額控除されます。  
○特例控除額  
(地方公共団体に対する寄附金-2,000円)×90%- (0%～45%所得税の限界税率)×1.021  
※特例控除額の限度額は市・県民税所得割額の20%となります。  
◎領収書を添付又は提示してください。

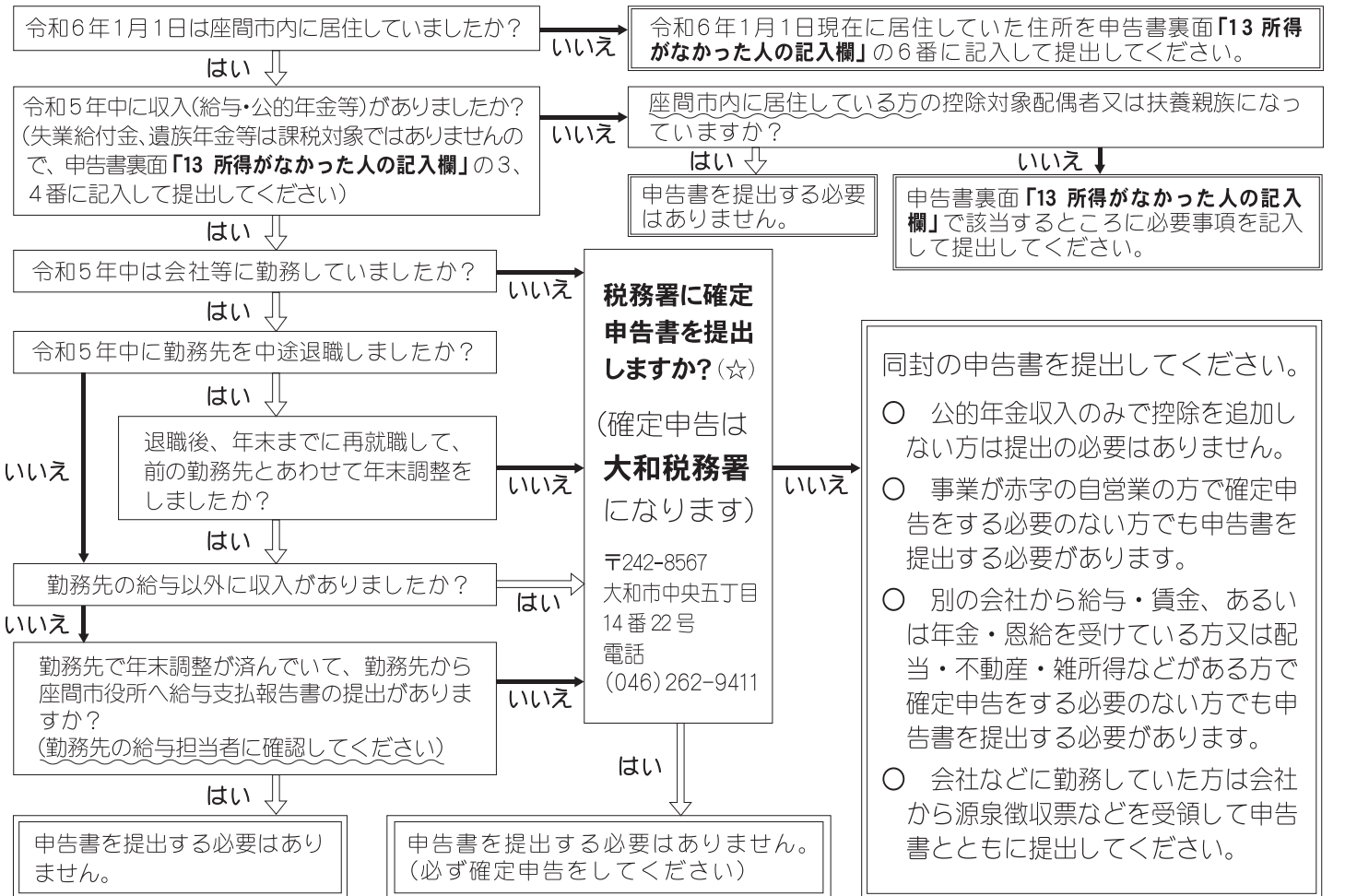
令和6年度

市民税・県民税申告の手引

令和6年度市民税・県民税申告書は、市民税・県民税の課税資料となりますので、本書を参照の上、令和5年中(令和5年1月1日～令和5年12月31日)の収入状況を記入し、申告書に記載された期限までに提出してください。申告書を提出しないと課税(非課税)証明書の発行ができないだけでなく、国民健康保険料(税)や幼稚園・高校授業料負担が軽減されなかったり、児童扶養手当等が受給できない場合もありますので、必ず提出してください。また、平成29年度から申告書に個人番号の記入が必須となり、提出の際には番号法に基づく本人確認を行うことになりました。それにともない、代理人による代理申告には委任状が必要になりました。

なお、申告書を提出する必要がない方もいます。下記のフローチャートを参照の上、自身で申告書の提出が必要か判断してください。

◎申告書の提出が必要であるか、次の質問に順番に答えてください。



同封の申告書を提出してください。

- 公的年金収入のみで控除を追加しない方は提出の必要はありません。
- 事業が赤字の自営業の方で確定申告をする必要のない方でも申告書を提出する必要があります。
- 別の会社から給与・賃金、あるいは年金・恩給を受けている方又は配当・不動産・雑所得などがある方で確定申告をする必要のない方でも申告書を提出する必要があります。
- 会社などに勤務していた方は会社から源泉徴収票などを受領して申告書とともに提出してください。

(☆) 令和5年中の公的年金等の収入金額が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の方は、税務署へ確定申告書を提出する義務がありません。詳しくは税務署にお問い合わせください。

◎申告書の受付場所等

〈窓口〉	〈郵送〉
提出期間: 令和6年2月1日(木)～令和6年3月15日(金) 場所: 座間市役所2階市民税課窓口	提出期間: 令和6年2月1日(木)～令和6年3月15日(金)必着 宛先: 〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号 座間市財務部市民税課 宛 (受付書が必要な方は、返信用封筒に切手を貼り同封してください。)

◎申告の時に持ち(提出)いただくもの

- ・同封の市民税・県民税申告書
- ・個人番号(マイナンバー)確認書類(①～③のいずれか)の写し(又は提示)
  - ※昨年、個人番号(マイナンバー)確認書類の写しを提出、又は提示をした方は本人確認書類のみお持ちください。
  - ① 個人番号カード
  - ② 通知カード+本人確認書類(運転免許証・住基カード・パスポート・健康保険証等)
  - ③ 個人番号が記載された住民票の写し+本人確認書類(同上)
- ・源泉徴収票(給与又は年金)、収支内訳書、帳簿、支払領収書等
- ・令和5年中に支払った国民健康保険料(税)、介護保険料、後期高齢者医療保険料の領収書か納付済額のお知らせ(1月下旬頃に各課から送付予定)
- ・令和5年中に支払った国民年金保険料、地震保険料、旧長期損害保険料、生命保険料などの控除証明書
  - ※代理人による申告の場合、委任状および代理人の本人確認書類も上記書類とあわせて必要になります。

市の申告についてご不明な点は、座間市財務部市民税課へ 電話 (046) 252-8833(直通)

